

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 12 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

令和 8 年熊本地震に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康
保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について

令和 8 年熊本地震による災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和 8 年 7 月 28 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）によりお示ししているところですが、特別調整交付金（特別調整補助金）による国庫補助の対象となる保険料（税）の減免の取扱い等について下記のとおり連絡しますので、貴管内保険者への周知等よろしくお願いいたします。

記

- 1 国庫補助の対象となる保険料（税）減免の基準については、おって特別調整交付金（特別調整補助金）の交付基準を通知することとしているが、具体的な基準及びその概要は、市町村国民健康保険に係る特別調整交付金については別紙 1 及び参考資料 1、国民健康保険組合に係る特別調整補助金については別紙 2 及び参考資料 2 のとおりとする予定であること。
- 2 保険料（税）の減免については、各保険者が条例（国民健康保険組合にあっては、規約。以下この 2 において同じ。）に基づき行うものであり、災害による減免について現行の条例に対応する規定がない場合は、条例の整備が必要となること。
- 3 保険者が減免の要件に該当することが明らかであると認める被保険者等については、当該被保険者等に減免の意思を確認することをもって減免の申請があったものとみなすことも考えられること。また、減免対象期間中に既に徴収した保険料（税）がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、被災した被保険者等に減免の意思を確認の上、遡って減免を行うことも考えられること。

(別紙 1)

○令和 8 年熊本地震に伴う災害により被災した市町村国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する特別調整交付金の算定基準について

1 交付対象とする減免措置

特別調整交付金の交付対象となる減免措置は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯に係る保険料（税）について、条例に基づいて行ったものとする。（ただし、災害救助法が適用された市町村が行った減免措置に限る。）

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料（税）の減免額は、次の①から⑤までに掲げる世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 令和 8 年熊本地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
全部

② 令和 8 年熊本地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯
全部

③ 令和 8 年熊本地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i から iii までの全てに該当する世帯

【要件】

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表 1】で算出した対象保険料（税）額に、【表 2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times (d))$

【表 1】

対象保険料（税）額＝ $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）
C：当該世帯の前年の合計所得金額

【表 2】

世帯の主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

（注1）事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料（税）額の全部を免除すること。

（注2）国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項又は地方税法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料（税）軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料（税）の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料（税）の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア．【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料（税）軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ．【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料（税）軽減制度による軽減前の所得を用いること。

④ 令和8年熊本地震により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯

当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損 害 程 度	軽減又は免除の割合
全 壊	全 部
半壊・大規模半壊	2 分の 1
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2 分の 1 を超えない範囲で 市町村が決定した額

（注）長期避難世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに該当する世帯をいう。）の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

- ⑤ 令和8年熊本地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯

当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料（税）額との差額

(2) 減免の対象となる保険料（税）

減免の対象となる保険料（税）は、令和8年度分の保険料（税）であって、災害救助法が適用された日から令和9年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

なお、次の①及び②に掲げる場合については、当該保険料（税）のうち、それぞれ次の保険料（税）とすること。

- ① 資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和8年3月分以前の保険料（税）の納期限が災害救助法が適用された日以降に設定されている場合

令和8年4月分以降の保険料（税）

- ② (1)②及び⑤に該当する場合であって、令和9年3月31日までの間にその行方が明らかとなったとき

行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料（税）

3 保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 災害救助法が適用された日から令和9年3月31日までの間に納期限がある保険料（税）の減免を行った場合に、特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (2) 条例に基づいて固定資産税の課税免除を実施した場合の保険料（税）の資産割の減収分についても交付対象とすること。
- (3) この取扱いは、令和8年度までとすること。

(別紙2)

○令和8年熊本地震に伴う災害により被災した国民健康保険組合の被保険者に係る国民健康保険料の減免に対する特別調整補助金の算定基準について

1 交付対象とする減免措置

特別調整補助金の交付対象となる減免措置は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村を地区とする国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)の当該地区内に住所を有する被保険者の属する世帯に係る保険料について、規約に基づいて行ったものとする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①から⑤までに掲げる世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

- ① 令和8年熊本地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

全部

※ 「主たる生計維持者」が国保組合の組合員であり、組合員の死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は、保険料減免の対象とならないが(新たに加入する医療保険において減免の対象となりうる。)、当該国保組合の被保険者以外の者が主たる生計維持者である場合は、保険料減免の対象となりうる。

- ② 令和8年熊本地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯

全部

- ③ 令和8年熊本地震による被害を受けたことにより、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。以下同じ。)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯

組合員の事業収入等に係る減少率(組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等で除して得た割合)に応じた次の表の各区分に掲げる減額又は免除の割合

【表】

減少率	減額又は免除割合
5 / 10 以上	全額
5 / 10 未満 4 / 10 以上	3 / 4
4 / 10 未満 3 / 10 以上	2 / 4

- ④ 令和8年熊本地震により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯

当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損 害 程 度	軽減又は免除の割合
全 壊	全 部
半壊・大規模半壊	2分の1
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1を超えない範囲で 国保組合が決定した額

(注) 長期避難世帯(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに該当する世帯をいう。)の主たる生計維持者については、その居住する住宅の損害程度を全壊とみなす。

- ⑤ 令和8年熊本地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯

当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料額との差額

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和8年度分の保険料であって、災害救助法が適用された日から令和9年3月31日までの間に納期限が設定されているものとする。

なお、次の①及び②に掲げる場合については、当該保険料のうち、それぞれ次の保険料とすること。

- ① 資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和8年3月分以前の保険料の納期限が、災害救助法が適用された日以降に設定されている場合

令和8年4月分以降の保険料

- ② (1)②及び⑤に該当する場合であって、令和9年3月31日までの間にその行方が明らかとなったとき

行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料

3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整補助金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 災害救助法が適用された日から令和9年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合に、特別調整補助金の交付対象とする予定であること。
- (2) この取扱いは、令和8年度までとすること。